

# 「既存住宅状況調査技術者講習」移行講習

登録講習機関第2号（登録日平成29年3月27日）  
公益社団法人 日本建築士会連合会

平成28年6月に宅地建物取引業法が一部改正され、平成30年4月から既存住宅の売買時に「既存住宅状況調査」に関する説明が義務付けられます。そして、既存住宅状況調査の実施は、登録機関の講習を終了した建築士のみ認められており、**建築士の新たな業務**として期待されています。

## 講習開催日程 名古屋会場

第1回

受付 13:00 開始  
講習 13:20 ~ 17:50

会場 愛知建築士会 会議室（名古屋商工会議所ビル9階）

## 講義内容・時間割

時間	講義内容	時間	講師
13:20~13:30	ガイダンス(講習の案内・事務的な説明)		
<b>講義 1</b> 13:30~14:30	<b>第1章 既存住宅状況調査の概要等</b>	60分	(公社)愛知建築士会 教育講習委員会 委員
休憩 10分			
<b>講義 2</b> 14:40~16:50 (休憩時間を除く)	<b>第2章 既存住宅状況調査方法基準</b> <b>第3章 既存住宅状況調査</b> (木造・鉄骨造) <b>第4章 既存住宅状況調査</b> (鉄筋コンクリート造等) 休憩 (1時間経過後、適宜) <b>第5章 オプション調査項目</b> <b>第6章 報告書の実例(記入例)</b> <b>第7章 検査機器</b> <b>第8章 住宅の瑕疵の事例</b>	120分	(公社)愛知建築士会 教育講習委員会 委員
休憩 10分			
17:00~17:05	問題配布		
17:05~17:55	修了考査	50分	
18:00	考査用紙回収、閉会		

講習修了者には、修了証明書と既存住宅状況調査技術者カード（顔写真入り）を交付します。  
※講習修了者の氏名、勤務先等を日本建築士会連合会のホームページで公表します。